

鳩山町 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

鳩山町 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、将来にわたり持続可能な循環型社会、脱炭素社会を形成し、安全、安心に暮らせる環境を実現するため、鳩山町環境基本計画を策定することを目的とする。また、2050年のゼロ・カーボンシティ実現に向け、温室効果ガスの排出量削減等を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として、鳩山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）も策定する。なお、鳩山町環境基本計画及び鳩山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を一体のものとして策定するものとする。

(3) 業務の実施

本業務については、最大限の事業効果・効率化を図るため1事業者（1グループ）に委託することとするが、事業実施にあたっては、支出項目など2つの事業内容を明確に区別して実施すること。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

但し、鳩山町 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務中、『地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』については、令和8年1月31日（土）までに完了することとする。

(5) 委託上限額

14,410,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 担当部署及び書類提出先

鳩山町地域創生環境課 環境保全・生活安全担当 中島
350-0324 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16
電話 049-296-5894 F A X 049-296-2594
メール h230@town.hatoyama.lg.jp

2 参加条件

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 鳩山町の令和7・8年度入札参加資格者名簿に、登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の11の規定により本町の入札参加制限を受けておらず、かつ参加申込の時点で鳩山町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第84号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと（当該取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者及び本業務の選定結果の通知日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者を含む。）。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- カ 過去3年以内に、本業務と同種・同規模の業務を行った実績があること。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

- | | |
|-------------|-------------------|
| ア 公告（公募開始） | 令和7年5月30日（金） |
| イ 参加表明書提出期限 | 令和7年6月13日（金）正午まで |
| ウ 質問書提出期限 | 令和7年6月9日（月）正午まで |
| エ 質問回答 | 令和7年6月11日（水） |
| オ 企画提案書提出期限 | 令和7年6月27日（金）正午まで |
| カ プレゼンテーション | 令和7年7月3日（木）午後2時から |
| キ 審査結果通知・公表 | 令和7年7月11日（金）（予定） |

(2) 参加表明書の提出

本件に参加する場合は、参加表明書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

参加表明書を提出した者の審査結果は、提案資格確認結果通知書（様式第2号）により通知する。

- ア 提出期限 令和7年6月13日（金）正午まで（必着）
- イ 提出書類 ①参加表明書（様式第1号） 代表者印を押印したもの1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、

書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 1 (6) に同じ。

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質問書の提出等

本件に関し質問がある場合は、質問書（任意様式）により受付ける。

ア 提出期限 令和7年6月9日（月）正午まで（必着）

イ 提出先 1 (6) に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

質問書を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：温暖化対策計画：＋送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和7年6月8日に質疑書を送付した場合
温暖化対策計画：20250608 株式会社△△△△

エ 質問回答 質問内容及び回答については、質問者を記載しない形式で、提案資格を満たす者全員に電子メールで回答する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和7年6月11日（水）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年6月27日（金）正午まで（必着）

イ 提出書類

① 同種事業実績調書（任意様式）

実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

② 事業実施体制調書（任意様式）

③ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、A4用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

④ 価格提案書（任意様式）

ウ 提出部数 正本1部 副本6部 CD-R 1枚（CD-R電子データは押印省略可）

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1 (6) に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加申請者が4者以上のときは、企画提案書に基づき、能力評価による1次選考を行い、その評価点が上位の3者において提案評価及び価格評価による2次選考を行う。

オ 1次選考の結果は、令和7年7月1日（火）までに電子メールにより通知する。

(3) 提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和7年7月3日（木）を予定

提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。なお、ZOOM等のPC端末による参加についても、参加人数に含むものとする。

エ 注意事項

- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、町が決定する。
- ② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。
- ④ プレゼンテーションに当たり、町が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションは原則対面で実施する予定であるが、状況により実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書により審査を実施する。

(4) 結果通知

評価結果は、令和7年7月11日（金）に書面による通知を発送する。同日に通知を

発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、改めて見積書の提出を依頼し、随意契約の手続きを行う。ただし、契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (8) 本業務は、環境省「令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第1号事業」の活用するため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。